

令和7年度上天草暮らしプチ体験業務公募型プロポーザルに対する質問及び回答

番号	質問	回答
1	<p>「4 業務内容」の(2)のウならびに(3)のイについて参加者の滞在希望期間にバラつきがあるが、補助は日単位でお考えでしょうか。</p> <p>それとも一人当たりと考えてよいでしょうか。</p>	<p>参加者の滞在期間については、事業開始後に受入事業者等のヒアリングを行い、仕事内容や参加のしやすさ等の状況も考慮し、適切な期間を設定してください。受入事業者が参加者の宿泊場所を確保するにあたり、負担を軽減するために、宿泊費等の支援をすることが本委託業務に含まれているところですが、本市としてましては、一人当たり日額の支援上限額を設定するものと想定しているところです。</p> <p>最終的な補助額や補助の方法（日単位にするか、1回あたりにするか）等については、受託者において適切なルールを検討し、市に提案した上で、市が了承したものに決定します。</p>
2	<p>「参加者」の定義</p> <p>家族で申し込んだ場合、家族内に就労希望者が複数名いたら参加者カウントは増えるのでしょうか。</p> <p>また、子どもなど就労できない年齢は参加者に入らないことはわかるが、宿泊補助の対象者にも入らないということでしょうか。</p>	<p>実際に受入事業者等の仕事に参加した人を「参加者」としてカウントします。子どもを含む就労しない同伴者については、参加者としてカウントしません。そのため、宿泊補助の対象には入りません。</p>

